

パブリック・コメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
1	B	<p>「この条例が適用されない事業」として、「国、地方公共団体、知事が定める公共的団体が行う事業」とあるが、公共工事全部が条例の適用除外になるのか。</p>	<p>公共工事による土砂等の埋立等については、発注者（国等）が責任をもって施工管理を行うことから、無秩序な埋立て等を行われないと考えられるため条例の適用対象外としています。</p> <p>また、公共工事で発生した残土の処分については、残土の埋立て等については、発注者（国等）が施工管理等を行わない場合などは条例の対象と考えています。</p> <p>なお、ご指摘の通り公共工事全部が適用除外となるような読み方もできる表現になっていましたので、文言を修正しました。</p>
2	B	<p>主要な規制内容に、「3,000㎡以上の土砂の埋め立て、盛土等には」と書いてありますが、地盤の高低差や盛土の高さの規定も必要と思われる。</p> <p>また、平坦な場所での盛土の高さの規定も必要と思われる。</p>	<p>土砂等の崩落が起こりにくい、もし起きても土砂の流出が限定的と考えられる盛土等の高さについて、すでに土砂条例を制定している他県や県内市町の規定状況や関係団体からの意見も踏まえ検討を行い、高さ1m未満は許可の対象外とする規定を設けました。</p> <p>また、盛土の高さの規定については、盛土の高さで一律に規制するのではなく、必要に応じて盛土の基礎地盤に適切な処理を行うことや、盛土の高さに応じて、安定した盛土の勾配となるような規定を施行規則での規定を検討しています。</p>
3			

反映区分

- 「A」 計画等と同趣旨のもの
- 「B」 計画等の修正を行ったもの
- 「C」 計画等の推進の段階で検討するもの
- 「D」 計画等の修正が困難なもの
- 「E」 計画等に関する感想や質問であるもの